

公 告

次のとおり、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募します。

令和7年4月18日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定管理者を公募する施設の名称

神奈川県立かながわ労働プラザ

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 指定の基準

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 県内に主たる事務所を有する法人等であること。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (4) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (5) 安定した経営基盤を有していること。
- (6) 神奈川県立かながわ労働プラザ条例第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

4 申請書の受付期間、場所及び方法

令和7年4月21日（月）から同年6月16日（月）までに、神奈川県産業労働局労働部雇用労政課労働福祉グループ（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎5階 電話（045）210-5735）へ送付してください。

送付によることができない場合は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除きます。）の間に持参してください。

なお、郵送又は信書便による場合は、受付期間最終日の消印のあるものまで受け付けます。

5 募集要項の公表等

令和7年4月21日（月）から同年6月16日（月）まで、神奈川県産業労働局労働部雇用労政課のホームページ（URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/index.html>）で公表しますので、ダウンロードにより入手してください。

なお、ダウンロードができない場合には、送付しますので事前にお申し込みください。送付の申込みの受付は、令和7年4月21日（月）から同年6月16日（月）まで

（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除きます。）の午前８時30分から正午まで及び午後１時から午後５時15分までとします。

6 その他

詳細は、募集要項によります。